

# 豊田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、合併処理浄化槽を設置する事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 補助対象合併処理浄化槽 前号の合併処理浄化槽のうち、次のいずれにも適合するものをいう。
  - ア 放流水の総窒素濃度20mg/ℓ以下の機能を有するものであること。
  - イ 別表第1に掲げる性能要件を満たす環境配慮型浄化槽であること。
  - ウ 平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（以下「指針」という。）が適用される10人槽以下の合併処理浄化槽にあっては、指針に適合したものであること。
- (3) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (4) 別荘 居住する期間が年の2分の1に満たない専用住宅をいう。
- (5) 新設 新たに合併処理浄化槽を設置することをいう。
- (6) 転換 新設のうち、現に、既存の専用住宅から排出するし尿を処理している単独処理浄化槽又はくみ取便槽を廃止し、当該建物から排出するし尿と雑排水の処理を合併処理浄化槽に変更するものをいう。
- (7) 撤去 転換のうち単独処理浄化槽を撤去するものをいう。
- (8) 地下浸透方式等 地下浸透方式、蒸発散方式及び貯留方式をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 公共下水道等の整備区域以外で雑排水対策を促進する必要がある地域で、合併処理浄化槽を設置する者に補助金を交付することにより、その普及を促進し、生活排水による河川及び伊勢湾等の公共用水域の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、別表第2に定める補助対象地域で、専用住宅に50人槽以下の補助対象合併処理浄化槽を設置する個人（居住を目的として、建売業者等から専用住宅を購入する個人を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）

第6条第1項の確認を受けない合併処理浄化槽を設置する者

- (2) 貸借又は販売の目的で、合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 別荘又は共同住宅に合併処理浄化槽を設置する者
- (4) 実績報告時に設置場所に住民登録しない者及び居住しない者
- (5) この要綱による補助金の交付を受けて設置した合併処理浄化槽を、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して7年以内に廃止する者
- (6) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者であると認められる者
- (7) 同一敷地内のし尿(くみ取便槽を除く)、雑排水の全てを合併処理浄化槽へ接続しない者
- (8) 浄化槽の処理水を公共用水域へ放流せず、地下浸透方式等により放流する者
- (9) 市税の滞納がある者
- (10) その他市長が補助金の交付を不相当と認めた者  
(補助事業)

第5条 補助事業は、補助対象地域において補助対象合併処理浄化槽を新設する事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の限度額(以下「補助限度額」という。)は、別表第3のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額(以下「補助対象額」という。)から6万円を減じた額とする。ただし、当該補助金の額が別表第3の2に定める補助限度額を超える場合は、当該補助限度額を補助金の額とする。

3 前項に規定する補助限度額の人槽の判定は、設置しようとする合併処理浄化槽の人槽が、日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS-A-3302-2000)」表(以下「算定表」という。)による算定基準を上回る場合は、算定表で算定した基準の人槽によるものとする。

ただし、居住の用に供する部分以外の用途を含む場合の補助限度額は、算定表で算定した居住の用に供する部分の基準の人槽とする。

4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、合併処理浄化槽の設置工事に着手する前に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認済証の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 浄化槽調書の写し(建築確認により設置する場合に限る。)
- (3) 浄化槽構造詳細図並びに各室の容量及び汚水量等計算書(国土交通大臣型式認定浄化槽については、型式適合認定書及び仕様書、図面)等その機能を明らかにするもの
- (4) 設置工事予定場所の案内図
- (5) 合併処理浄化槽、汚水ます、排水管及び住宅各室等の配置・配管予定図面
- (6) 工事請負契約書又は工事の請負契約を証する書類の写し

- (7) 合併処理浄化槽の設置工事費用の見積書又は設置工事費用の見積額を証する書類の写し
- (8) 浄化槽維持管理誓約書
- (9) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録された浄化槽にあつては、指針に適合する浄化槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (10) 浄化槽設備士免状の写し
- (11) 浄化槽工事業登録の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
- (12) 市税の完納証明書（直近の課税基準日に住所を有する者に限る。）
- (13) その他市長が必要とする書類  
（交付の決定通知等）

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは予算の範囲内で補助金の交付を決定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付通知書（様式第3号）により、補助事業者に通知するものとする。

（計画変更等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画の変更（中止しようとする場合を含む。ただし、補助金交付決定額及び合併処理浄化槽の種類に変更がない程度の軽微な変更の場合を除く。）をする場合は、直ちに、合併処理浄化槽設置整備事業補助金計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の計画変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、前条の規定による決定の変更を承認する場合は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金変更決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに、市長に報告しなければならない。

（施工及び現場確認）

第10条 補助事業の実施に当たっては、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）に従って工事を行わなければならない。

2 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 法第7条の規定に基づく検査手数料及び法第11条の規定に基づく検査の初回手数料の納入済の浄化槽法定検査依頼書及び浄化槽法定検査契約書（法第7条・法第11条）の写し
- (3) 浄化槽工事完了報告書又は浄化槽使用開始報告書の写し
- (4) 合併処理浄化槽設置後の配置・配管図面

- (5) 施工検査報告書（チェックリスト）
- (6) 合併処理浄化槽の設置工事写真
- (7) 合併処理浄化槽の設置工事の請求書又は請求額を証する書類及び領収書又は支払額を証する書類の写し
- (8) 住民票の写し
- (9) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定による報告の最終期日は、当該年度の1月末日とする。

（額の確定及び交付）

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付額の確定を受けた後、速やかに補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

（合併処理浄化槽の管理等）

第14条 補助事業者は、工事完了後の合併処理浄化槽を正常に稼働するように、法を遵守し適正な維持管理に努めなければならない。

2 市長は、補助金交付後においても、必要に応じて合併処理浄化槽の設置及び管理の状況を調査することができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

環境配慮型浄化槽の性能要件

次の各号のいずれにも該当する浄化槽であること。

(1) 浄化槽の消費電力が以下の表1-1の消費電力基準以下であること。

表1-1 消費電力基準（通常型、BOD10mg/ℓ以下、りん除去型）

人槽〔人〕	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/ℓ以下)	消費電力 (りん除去型)
5	47	58	92
7	67	83	100
n(10人槽以上)	$n \times 8.7 + 5$	$n \times 10.8 + 5$	$n \times 16 + 14$

(2) 基準項目ア～ウのいずれか1つ以上の要件を満たすこと。

ア 浄化槽の消費電力が表1-1の消費電力よりもさらに10%以上低減されていること。

イ 浄化槽本体の大きさがコンパクト化されており、表1-2の総容量の基準を満たすこと。

表1-2 浄化槽本体の大きさの基準

人槽〔人〕	総容量〔m <sup>3</sup> 〕
5	2.2
7	3.1
n(10人槽以上)	$n \times 0.45$

ウ プラスチックを主材料とする浄化槽であって、製品全体の構成部品に含まれるプラスチックの全重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は25%以上、プレコンシューマ材料の場合は50%以上であること。ただし、再生プラスチックにポストコンシューマ材料とプレコンシューマ材料を併せて使用する場合は、以下の式による。

$$\frac{\text{プレコンシューマ材料重}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \times \frac{1}{2} + \frac{\text{ポストコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \geq 25$$

別表第2（第4条関係）

補助対象地域

豊田市域のうち、市街化調整区域及び都市計画区域外で、次に定める区域を除く地域とする。 （1）下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項及び第2項で定めた事業計画区域 （2）コミュニティ・プラント事業処理区域 （3）農業集落排水事業処理区域 （4）市が管理する共同し尿浄化槽の処理区域 （5）その他市長が指定する区域
--

別表第3（第6条関係）

1 補助対象経費

- （1）浄化槽本体費及び送風機費
- （2）据付工事費
- （3）電気工事費
- （4）試運転調整費
- （5）撤去費
- （6）その他市長が必要と認める費用

2 補助金の限度額

第5条の補助事業を行う場合は、次の金額とする。

形態 人槽	新 設	転 換	撤 去
5人槽	204,000円	622,000円	712,000円
6～7人槽	246,000円	793,000円	883,000円
8～50人槽	312,000円	1,324,000円	1,414,000円